



岐阜市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 7 月 / 日

岐阜市長

柴橋正直

岐阜市規則第 49 号

岐阜市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜市児童福祉法施行細則（昭和62年岐阜市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
様式第1号の23の2（第1条の16関係）		様式第1号の23の2（第1条の16関係）	
表面		表面	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           障害児通所給付費支給申請書兼利用者            負担額減額・免除等申請書            (略)           <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">(略)</div> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           障害児通所給付費支給申請書兼利用者            負担額減額・免除等申請書            (略)           <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">(略)</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">(略)</div> </div>	
裏面		裏面	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;">(略)</div>		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;">(略)</div>	
申請する減免	所得区分	申請する減免	所得区分
	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。）		<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。）
	1 (略)		1 (略)
	2 市町村民税非課		2 市町村民税非課

の 種 類	定	税世帯に属する者 であって、合計所 得金額及び障害基 礎年金等の収入の 合計額が <u>826,500</u> <u>円以下のもの</u> 3・4 (略)
	(略)	(略)

(略)

(略)

の 種 類	定	税世帯に属する者 であって、合計所 得金額及び障害基 礎年金等の収入の 合計額が <u>809,000</u> <u>円以下のもの</u> 3・4 (略)
	(略)	(略)

(略)

(略)

様式第1号の23の6 (第1条の16関係)

表面

障害児通所給付費支給変更申請書兼利  
用者負担額減額・免除等変更申請書  
(略)

(略)

(略)

裏面

(略)

申 請 す る 減 免	所 得 区 分 認	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。 ) 1 (略) 2 市町村民税非課

様式第1号の23の6 (第1条の16関係)

表面

障害児通所給付費支給変更申請書兼利  
用者負担額減額・免除等変更申請書  
(略)

(略)

(略)

裏面

(略)

申 請 す る 減 免	所 得 区 分 認	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。 ) 1 (略) 2 市町村民税非課

の 種 類	定	税世帯に属する者 であって、合計所 得金額及び障害基 礎年金等の収入の 合計額が <u>826,500</u> <u>円以下</u> のもの 3・4 (略)
	(略)	(略)

(略)

(略)
-----

様式第23号の5 (第7条の3関係)

(略)

家庭的保育事業等  
乳児等通園支援事業 認可申請書

(略)

(略)	(略)	
定員（乳児 等通園支援 事業にあっ ては、1時 間当たりの 受入可能人 数）	区分	認可事業の定員
	歳児	(略)
	歳児	(略)
	歳児	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	

(添付書類)

1～11 (略)

の 種 類	定	税世帯に属する者 であって、合計所 得金額及び障害基 礎年金等の収入の 合計額が <u>809,000</u> <u>円以下</u> のもの 3・4 (略)
	(略)	(略)

(略)

(略)
-----

様式第23号の5 (第7条の3関係)

(略)

家庭的保育事業等  
乳児等通園支援事業 認可申請書

(略)

(略)	(略)	
定員（乳児 等通園支援 事業にあっ ては、1時 間当たりの 受入可能人 数）	区分	認可事業の定員
	0歳児	(略)
	1歳児	(略)
	2歳児	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	

(添付書類)

1～11 (略)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式第23号の5により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。